

高田こども家庭相談センター移転先地質調査業務委託 一般競争入札の公告

次のとおり一般競争入札を行うので、公告します。

令和8年6月1日

奈良県知事 山下 真

第1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名及び数量
高田こども家庭相談センター移転先地質調査業務委託 一式
- (2) 契約期間
契約締結日から令和9年3月19日
- (3) 履行場所
大和高田市西町 1-60(旧中和労働会館)
- (4) 予定価格
16,995,000 円(消費税及び地方消費税(計 10%)を含みます。)
- (5) 最低制限価格
13,376,000 円(消費税及び地方消費税(計 10%)を含みます。)
- (6) その他
委託業務の詳細については、高田こども家庭相談センター移転先地質調査業務委託特記仕様書(以下「仕様書」といいます。)によります。

第2 入札方法

- (1) 入札は、書留郵便による入札書の提出により行います(入札情報は、奈良県ホームページ <https://www.pref.nara.lg.jp/n055/p087000.html> から確認できます。)
- (2) その他詳細は、高田こども家庭相談センター移転先地質調査業務委託入札説明書(以下「入札説明書」といいます。)によります。

第3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のすべてに該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 入札書提出の日から開札日までの期間に、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 入札書の提出の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 国土交通省地質調査業者登録規定に基づく地質調査業者の登録を受けている者であること。
- (5) 令和8年度奈良県建設工事等入札参加資格業者名簿のうち、「地質調査業務」として登録している者であること。
- (6) 奈良県内に本店又は営業所を有していること。
- (7) 過去5年以内に、国(独立行政法人を含む)又は地方公共団体から地質調査業務を受注し、完了した実績を有していること(令和3年4月1日以降に受注し、令和8年3月31日までに完了したもの)。

第4 競争入札参加資格確認審査

開札後、落札候補者は、入札説明書に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書(様式1)及び施工体制確認調査報告書等(様式2)を提出しなければなりません。

第5 入札日程

- 1 入札説明会は実施しません。
- 2 入札書の提出(書留郵便のみ):令和8年6月23日(火)12時まで
- 3 開札:令和8年6月26日(金)14時00分から
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出:令和8年7月3日(金)17時まで
- 5 その他詳細は、入札説明書によります。

第6 問合せ先

- 1 入札手続等に関する問合せ先、契約を担当する部課等の名称及び契約条項を示す場所
〒630-8501 奈良県奈良市登大路町 30 番地
奈良県こども・女性局こども家庭課児童虐待対策係
電話番号:0570-020-262(ナビダイヤル・音声アナウンス 2 番)
平日:午前8時30分から午後5時15分まで

第7 その他

- 1 入札保証金
奈良県契約規則第4条に定めるところによります。
- 2 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
(1)奈良県契約規則第7条に該当する入札
(2)この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
(3)競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をしたものを行った入札
(4)開札の日までの間において入札参加停止又は参入制限を受けた者等、開札時点において第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
(5)積算内訳書が入札書に同封されていない入札
(6)入札書比較価格よりも高い金額での入札
(7)同封された積算内訳書が、当該入札書のものであると確認できない入札
(8)同封された積算内訳書が、入札者の者と確認できない入札
(9)書留郵便でない入札
- 3 契約の不締結
落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。
(1)落札者の役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含みます。)、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。)第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)であるとき。
(2)暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

- (3)落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4)落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5)(3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6)この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」といいます。)に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7)この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合((6)に該当する場合を除きます。)において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

4 契約の解除

契約締結後、契約者について3の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、3の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

5 その他

- (1)契約条項等に関することは、第6の1までお問い合わせください。
- (2)その他詳細は、入札説明書及び仕様書によります。